

農地法第3条許可申請について

概要 農地を耕作の目的で所有権移転、又は、賃貸借の設定をするとき。

受付期間 別添、『農地法3・4・5条許可申請等受付締切日一覧』のとおり

代理の可否 本人又は委任を受けた行政書士

《申請時必要なもの》

申請書類	○許可申請書	1部
	○土地の登記簿（法務局で申請）	1部
	○耕作証明書（必要に応じて）	1部
	○住民票謄本（必要に応じて）	1部
	○営農計画書（必要に応じて）	1部

注意事項

申請書に記載された事業計画に従って、その事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事、その他の行為の停止を命じ、もしくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

郵便での申請(不可)

FAXでの申請(不可)

電子メールでの申請(不可)

【受付窓口】

三股町農業委員会

場所：三股町役場（3階 農業振興課内）

電話：0986-52-9087（直通）

